意見提出元 個人

■思兄券耒に刈して徒山されに思見に刈りる思見				
「光の道」構想に関する	意見番号	269		
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会		
された意見		社、ソフトバンクモバイル株式会社		
	提出された	公的資金に頼らない光アクセス基盤の整備方法		
	意見内容			
	(該当部分)			
上記の意見内容に対する再意見		新たに設立するアクセス回線会社が主体となり光ブロー		
		ドバンドを全世帯に整備すれば、これを利用してサービス		
		するサービス事業者間の競争を活性化し、サービス事業		
		者の光アクセス回線利用料が下がるなどの低コスト化も		
		期待でき、安くてより良いサービスが登場してくるだろう。		
		一このプランだと、ユーザにとっても今までの電話基本料相		
		当で光アクセス回線が利用出来そうだし、今後、我々の		
		生活も今まで以上に便利で豊かなると思うので、このプラ		
		ンに替成。		
		ノに負戍。		

意見提出元	個人
忠兄徒山儿	

■思兄券乗に対して「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会
された意見	态光波四百	社、ソフトバンクモバイル株式会社
C1072/E/JE	 提出された	(別紙)ア. 光アクセス基盤整備の在り方
	意見内容	(別紙)イ. 光利用率向上について
	息光内存 (該当部分)	(別紙)その他
ト記の音目中家に対する		
上記の意見内容に対する 	0円总兄	このたびは、再意見提出の機会を設けて頂きましたこと
		につきまして、御礼申し上げます。以下の通り意見を述べ
		させていただきます。
		1. (別紙)ア. 光アクセス基盤整備の在り方 について
		「光の道」構想に対する具体的プランが示されており、
		情報化社会の進展を見越した世界各国の取り組みに遅
		れを取ることのない早期実現を目指した提案として、より
		一層の議論を深めるためにも検討する意義があると考え
		ます。
		2. (別紙)イ. 光利用率向上 について
		利用率向上と設備効率の観点からメタルとの二重設備
		解消に向けた提案になっており、今後のサービス/アプ
		リケーションの高度化とデータ通信ボリュームの増大を考
		慮した場合、実現に向けた検討の意義があると考えま
		す。
		また、利用率向上に向けた料金の低廉化について、通
		信会社の構造を含めた議論も重要であり、この点に言及
		している点に賛同します。
		C C CMITERIOUS / 0
		3. (別紙)その他 について
		今後の議論、意見募集のあり方について、より積極的
		っ後の議論、息兄券来のめり方にういて、より積極的 で活発な議論に向けた提案がされており、国民全体を巻
		き込みそして開かれた議論が展開されるであろうことか
		ら、これらの実現を望みます。

意見提出元 個人

	1	
「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会
された意見		社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	
	意見内容	全体を通して
	(該当部分)	
上記の意見内容に対する	5再意見	・税金ゼロでできればその方向がよい。
		・メタルと光の二重投資は無駄。メタル回線を早期に撤去
		すべき
		・公開討論が必要。国民の意見を広く集めるようにすべ
		き。
		・国の財政状況などを考慮すると公設民営は反対。
		・電子教科書・電子医療など無料で BB が使えるというの
		はよい。
		・競争促進が必要。

意見提出元 個人

■応ル分米に対して	が日こうのこと	
「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会
された意見		社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	イ・光利用率向上について
	意見内容	NTT 東西殿の構造分離(完全分社化)を実現
	(該当部分)	
上記の意見内容に対する	5再意見	NTT 東西殿の構造分離(完全分社化)については、完
		全なる公正な競争を実現(提供する側が利用する側にど
		の様な差別も行わない)させる構造とする事が必要と考え
		ます。
		NTT 東西殿が継続して資本を出資するとしても、他出資
		者と同程度もしくは少ない金額とするとか何かしらの制限
		を持たせる必要があると考えます。
		アクセス会社の職員は、大半が旧 NTT 東西殿の職員と
		なることが想定されますので、上記資本関係外で NTT 東
		西殿へ便宜をもたらす事が無いような仕組みが必要と思
		われます。

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して	提出された意	意見に対する意見
「光の道」構想に関する	意見番号	下記の(1),(2),(3)に対応する意見の資料
意見募集において提出	意見提出者	同上の意見提出者
された意見	提出された	(1) 基盤整備の考え方(90%→100%に賛同する意見
	意見内容	(2) 医療・教育・行政などにおいてブロードバンドサービス
	(該当部分)	を促進すべきとの意見
		(3) NTT組織論やアクセス設備会社論は、サービス普及と
		は異なる場での議論とすべきとの意見
上記の意見内容に対する	5再意見	はじめに
		アクセス系の情報通信技術に対しては、『アクセス系に
		おいてて光ファイバ通信は、その通信能力(超高速性)、
		信頼性などにおいてこれを凌駕する技術の目途は全く無
		く、遅かれ早かれ諸外国においても通信インフラとしてワ
		イヤレス通信と併用して導入されることになる』という基本
		認識を持つ必要があります。
		直面している 100 年に1度の通信インフラの改革に、我
		が国が世界を先導していくことは、これからの ICT・コンテ
		ンツ産業のみならず医療や環境・エネルギー分野の国際
		競争力を高める上からも極めて重要であり、「光の道」の
		目指す方向は多くの賛同意見と同様、私も基本的に賛同
		します。
		特に、超高速ネットワークサービスと携帯電話サービス
		を、固定電話に加えて今後の『ユニバーサルサービス』と
		位置づけることが、通信サービスの健全な発展を民間べ
		一スで推進する上で大事なことだと考えます。
		<基盤整備の考え方(90%→100%)について>
		(1) 「基盤整備の考え方(90%→100%)に賛同する意見」に
		残る 10%のエリアについても、何らかの通信手段で超高
		速ネットワークサービスに加入可能な状態とすることは、
		現在のニーズの大小によらず、国家的施策としてこれを
		推進すべきだと考えます。しかし、国家財政の現状を勘案
		すると、単に国からの財政補助のもとにこれを行うのでは
		なく、長期の見通しの下に戦略的政策を持ってこれを推進
		すべきであると考えます。
1		

残る 10%エリア解消の必要性は、タスクフォースの見解

通り、超高速ネットワークは今後の医療、教育、行政サービスなどの向上のみならず、地域の活性化に決定的に重要なインフラとなるからです。すなわち、ネットワークを前提とした産業、流通、企業活動(テレワークなどによる営業、企画、広報、研究開発、知財管理、等々)、ベンチャー、あるいは農業・林業の活性化は今後の日本経済復活の戦略的施策となるものであり、住む場所によらずこれらの活動が行える環境を整備する必要があります。これらは、市場経済の成り行きに任せておけば、都市部中心の活動となってしまい、一層の都市・地域間格差の拡大を招きかねません。そのため、我が国の豊かな地域の自然や文化を保全し、地域での雇用増・生活利便性向上に不可欠なインフラである超高速ネットワークの整備は、市場原理ではなく政策的に推進する必要があります。

国からの財政補助によらず 10%エリアを解消するには、このような競争原理の働かないエリアにおける民間での設備投資と、その後長期にわたる維持・運用について、事業者のインセンティブを如何に制度化するかにかかっていると思います。このインセンティブは、インフラ整備・維持に対する長期ロードマップ(今後のサービス展開、実現技術の進歩、運用技術の進歩などを含む)を明確に描いて、ステークホルダー全員に理解の得られるもので無ければなりません。ステークホルダー間での直接協議でこれがまとまれば問題無いですが、簡単にはまとまらないと思います。とすれば、この方策について、見識のある第三者のワーキングチームで有効な複数案を作成し、そのいずれを採用し具体化するかをタスクフォースで議論して結論に導くようなステップが必要ではないでしょうか。

すぐ思いつくのは、超高速ネットワークに対するユニバーサルサービス基金を作り、指定された過疎地域においてはこれを活用して、地域でのユーザ・自治体・通信事業者の負担を無くす案です。また、ユニバーサルサービス基金の原資としては、①都市部の複数事業者による競争状態となっているエリアでの設備提供事業者、②設備を活用したサービス事業者、③ネットワークのヘビーユーザ、などから広く徴収することなどが考えられます。

なお、長期ロードマップについては、当面は FTTH、HFC による CATV、WiMAX・LTE 等広帯域ワイヤレス、等を地域の実状に合わせて最も少ない投資で実現することが最も現実的と思います。一方、長期的な技術については、HFC による CATV と FTTH、さらにフェムトセルによる超高速ワイヤレスなどは、共通の光ファイバ設備を活用する技術を実現させることがシビルミニマルに繋がります。そのため、これを可能とする WDM(波長分割多重)によって事業者が相乗り出来る技術や、RoF(Radio over Fiber:無線周波数帯信号を光ファイバで伝送)の技術についての研究開発が非常に重要であると考えます。

<超高速ブロードバンドサービス利用促進(30%→100%) について>

(2)「医療・教育・行政などにおいてブロードバンドサービ スを促進すべきとの意見」に対して:

サービスの利用促進については、多くの意見に現れているように医療・福祉、教育、行政手続き・情報提供、等のネットワークを活用したサービスの促進が極めて重要であると考えます。これらは、多省庁にまたがるため、国を挙げて行うべきであり、これらの意見に賛同します。

我が国は、ブロードバンドネットワークの普及率と料金 において、諸外国を先導していますが、これを活用したサ 一ビス面ではかなり遅れを取っていると感じています。私 は大学教育の分野に携わっていますが、E-ラーニング、 遠隔教育などの活用・普及において、欧米諸国は勿論で すが最近は韓国、中国、などアジア諸国でも極めて熱心 に進めており、ネットワークを活用した教授法のノウハウ やネットワーク運用のノウハウは我が国以上に進んでし まった感があります。これらを国として支援していた(独)メ ディア教育開発センターは、経営効率の改善は必要であ ったかも知れませんが、一昨年に廃止となってしまいこの 分野の政策は時代に逆行している感もあります。第1回目 の意見募集でも、医療、行政への情報サービス高度化の 意見が多く見られましたが、それぞれの分野で諸外国と 比較し、日本の経済力に比して乏しい状況であるように思 います。関連省庁が結束して目的とするサービス別の政 策立案をするようなタスクフォースが必要ではないでしょう か。

一方、産業界においては、テレワークの普及や受発注情報システムなど生産・流通・販売の高度化を本格的に行わなければならないと考えます。これらは、環境・エネルギー問題という地球的課題の解決、男女共同参画の実現など、国家的課題に対してICTが果たす役割が極めて大きいことを、社会が良く認識することが必要であり、ICT活用によるエネルギー削減にインセンティブが働くような国の施策も必要であると考えます。

(3)「NTT 組織論やアクセス設備会社論は、サービス普及とは異なる場での議論とすべきとの意見」に対して:

料金の低廉化に関連して、NTT 組織の再編成や、アクセス設備会社の設立などが提案されていますが、これらの議論はブロードバンドサービスの料金論から出ていることは極めて不自然であり、切り離した議論とすべきである、との意見に賛同します。

情報通信サービスの低廉化のために、情報通信事業の競争促進という政策が採られ、その中でブロードバンドネットワークの普及が90%にも達しており、世界一安価な

ブロードバンド料金が実現していることから、政策の見直
ブロードバンド料金が実現していることから、政策の見直 しの必要性を見出せません。ただし、光回線の使用料金
の条件も課題になっていますが、これは事業者間協議に
よって取り決めることが本筋であり、問題があればその都
度、行政が調整役を果たして行けば良いことだと考えま
す。

意見提出元	個人
-------	----

■思兄券集に対しし		8.元1〜刈りる忌元
「光の道」構想に関する	意見番号	256
意見募集において提出	意見提出者	日本電信電話株式会社
された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	2. ブロードバンドの基盤整備(90%→100%) 下段 ~したがって、基盤整備はあくまでも民間ベースの設備 競争が基本ですが、残り約10%のブロードバンド基盤 の整備については、主に不採算エリアにおける整備で あり、これまでの政策通り、政府・自治体の整備により 補完することが必要です。
上記の意見内容に対する	 あままり	初めて意見を提出致します。宜しくお願い致します。
		意見の要旨としては、以下2点です。 1. 政府はデジタルディバイドの解消に努めるべき、但し極力国費(税金)を投入すべきではない 2. 意思決定にあたり国民から見える透明な議論をお願いしたい
		意見番号 256 の日本電信電話株式会社(以下 NTT と記載)の提出意見を拝見しましたが、政府・自治体の補助がなければデジタルディバイドの解消(不採算エリアの整備)について自発的に行動することはないとの姿勢を感じます。
		これは株主の利益を優先する株式会社の形態としては、一般的な思想なのかもしれませんが、周知の通りNTTの大株主が政府であることを考えると、違和感を感じざるを得ません。仮にNTTが不採算エリアの整備は政府以外の株主に悪影響があると主張するのであれば、政府は株主配当の極大化を主張し、それを原資として不採算エリアの整備を実施すべきと考えます。NTTの 2010 年 3 月期の連結決算は、営業利益が 1 兆1,176 億 9,300 万円と国内第1位の「儲かっている会社」ですので原資はあるでしょう。
		もう一点、今回の募集意見の直後に政府の結論が決定

するようなら、議論が十分でないと感じ残念に思います。 実現の可能性は未知数ですが KDDI やソフトバンク(意見 番号 267、269)がより安価に、または国費を使用すること なく整備が可能と提案しているのに対して、NTT 及び NTT ドコモ(意見番号 199)の意見は定性的な内容に終始して おり、国費を使わないと出来ないと主張するのであれば その根拠となる数字を示して国民を納得させていただき たいと存じます。

以上

意見提出元 オッズ・パーク株式会社

■ 思光券来に対して促出された思力する思光				
「光の道」構想に関する	意見番号	269		
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社		
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社		
		ソフトバンクモバイル株式会社		
	提出された	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセス		
	意見内容	は国民生活にとって、より一層重要性を増していくもので		
	(該当部分)	あることから、全国民が平等に情報を享受することを可能		
		とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報		
		アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなけ		
		ればなりません。		
上記の意見内容に対する再意見		上記に賛同致します。		
「光の道」構想に関する	提出された	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金		
意見募集において提出	意見内容	等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金		
された意見	(該当部分)	に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先		
		的に模索することが必要と考えます。		
上記の意見内容に対する	5再意見	上記に賛同致します。		
「光の道」構想に関する	提出された	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基		
意見募集において提出	意見内容	盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されているこ		
された意見	(該当部分)	と、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当た		
		り、経験豊富なNTT 社員の能力を最大限活用すべきであ		
		ること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体とし		
		て、アクセス回線会社を設立することが最も合理的である		
		と考えます。		
上記の意見内容に対する再意見		上記に賛同致します。		

■意見募集に対して	提出された意	意見に対する意見
「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社
された意見		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	有料の光ブロードバンドサービスを必要としない世帯
	意見内容	に、有料サービスの利用を強いることは当然のことながら
	(該当部分)	不可能であることから、残り 40%の世帯に対しては別の
		形で利用率向上を図る必要があります。具体的な弊社共
		の提案は次のとおりです。
		まず、「光の道」整備の際に、各世帯に Wi-Fi 機能を具
		備するアダプタ(ONU/TA)を配布するとともに産学官が連
		携のうえ、クラウドネットワークを活用した公的サービスの
		利用環境整備を推進します。具体的には、電子教育、電
		子医療、電子行政等が、その候補になるものと考えられ、
		2015 年の「光の道」整備完了時期を目途にこれら公的サ
		一ビスの環境整備を完了させます。
		弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の
		公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に
		関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全
		ての世帯において無料で利用可能とするものです。
		すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、
		及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの
		利用環境整備により、2015年の「光の道」整備とともに、
		有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%
		が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する	5再意見	教育・医療は健康で文化的な最低限の生活を営むため
		国家が国民に提供しなければならない憲法上の義務で
		あります。
		どこにいても、どんな状況でも平等な教育と医療を受け
		るために光ブロードバンドを推進しているソフトバンクグ
		ループの意見には感銘しております。
		特に、通常は光ブロードバンドサービスを必要としない
		世帯に関しては、Wi-Fiを利用した「光の道」整備に関して
		は、格差が生じている現在の日本の社会情勢を踏まえた
		適切な提案であると感動しております。

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社
		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセス
	意見内容	は国民生活にとって、より一層重要性を増していくもので
	(該当部分)	あることから、全国民が平等に情報を享受することを可能
		とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報
		アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなけ
		ればなりません。
上記の意見内容に対する	5再意見	上記意見内容に賛同いたします。
「光の道」構想に関する	提出された	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金
意見募集において提出	意見内容	等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金
された意見	(該当部分)	に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先
		的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見内容に賛同いたします。
「光の道」構想に関する	提出された	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基
意見募集において提出	意見内容	盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されているこ
された意見	(該当部分)	と、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当た
		り、経験豊富なNTT 社員の能力を最大限活用すべきであ
		ること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体とし
		て、アクセス回線会社を設立することが最も合理的である
		と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見内容に賛同いたします。
「光の道」構想に関する	提出された	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を
意見募集において提出	意見内容	100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を
された意見	(該当部分)	発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわ
		ち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータル
		の維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見内容に賛同いたします。
「光の道」構想に関する	提出された	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整
意見募集において提出	意見内容	備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大の
された意見	(該当部分)	ポイントになります。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見内容に賛同いたします。

「光の道」構想に関する	提出された	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公
意見募集において提出	意見内容	的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関
された意見	(該当部分)	わらず、前述のWi-Fi機能付きアダプタを経由して、全て
		の世帯において無料で利用可能とするものです。
		すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、
		及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの
		利用環境整備により、2015年の「光の道」整備とともに、
		有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%
		が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する	 5再意見	上記意見内容に賛同いたします。
「光の道」構想に関する	提出された	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現
意見募集において提出	意見内容	が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金
された意見	(該当部分)	が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果によ
		り、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されま
		す。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見内容に賛同いたします。
「光の道」構想に関する	提出された	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争に
意見募集において提出	意見内容	よる料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケ
された意見	(該当部分)	ーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西
		殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能で
		あると考えます。
上記の意見内容に対する	る再意見	上記意見内容に賛同いたします。
「光の道」構想に関する	提出された	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境
意見募集において提出	意見内容	の整備、それによる競争の活性化、それらの結果として
された意見	(該当部分)	の料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登
		場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対する	る再意見	上記意見内容に賛同いたします。
「光の道」構想に関する	提出された	NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを
意見募集において提出	意見内容	見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行
された意見	(該当部分)	ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性
		がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競
		争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、
		グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境
		を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分
		離といった措置も併せて実施する必要があるものと考え
		ます。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見内容に賛同いたします。

意見提出元 個人

	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社
		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	イ. 光利用率向上について
	意見内容	
	(該当部分)	
上記の意見内容に対する	5再意見	・光設備とメタル設備の二重投資は、国民の税金の無駄
		遣いとなり、また、現状のままでは、アクセス回線の使
		用において優位な立場にあるNTTを利することになる
		為、メタル回線の廃止及びアクセス回線会社のNTTグ
		ループからの分離が必要⇒ソフトバンク案に賛成
		・ 現状、光サービスの使用者シェアが 33%で留まって
		いるのは、ADSLと比べ、競争環境が整っていないこ
		とが挙げられる。
		アクセス回線の使用において優位な立場にあるNTT
		グル一プが光回線シェアの過半数を握っているが、
		ADSLのような公平な競争環境をつくる為にも、
		アクセス会社の分離は重要な役割を果たすと思われ
		る

意見提出元	STNetUnion
-------	------------

「光の道」構想に関する	意見番号	3.元に対する意光 No. 269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会
された意見		社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	ア. 光アクセス基盤整備の在り方
	意見内容	(1)アクセス回線会社の設立
	(該当部分)	NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス
		回線会社を設立することが最も合理的である
上記の意見内容に対する	5再意見	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会
		社、ソフトバンクモバイル株式会社が前回のパブリックコ
		メントの中で提案された「アクセス回線会社設立」につい
		ては、以下の理由から強く反対します。
		・現在のブロードバンド基盤は、これまでNTT東西や地
		域系通信会社、CATV 会社などが設備/サービス両面
		における競争を行うなかで構築されており、地域での
		通信事業の継続性の基礎となっております。
		・しかしながら、「アクセス回線会社」を設立した場合は、
		設備投資リスクを負わないという点で、設備を借りる事
		業者は自ら設備を構築してきた地域系通信会社や
		CATV会社に比べて優位な状況に立つことになります。
		こうした状況が続けば地方で営々と設備構築してきた
		地域系通信会社などの経営が成り立たなくなり、電気
		工事会社を含む地方での雇用喪失、ひいては地方衰
		退を引き起こすことが容易に想像されます。
		このような点から、今後の光の道推進にあたっては、設
		備・サービス両面の競争状況を前提とした地方の真の
		姿、実態を把握した上で、対応頂くことを強く要望します。
		(今の議論は地方の真の姿がおきざりになったように感じ
		ます)

意見提出元	株式会社オリコム
-------	----------

「光の道」構想に関する	意見番号	279
意見募集において提出	意見提出者	東日本電信電話株式会社
された意見	提出された	1.「光の道」の整備方法について
C10/2/2005	意見内容	(1)基盤整備(整備率90%→100%)について
	息兄内 各 (該当部分)	· / — — · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(数目部方)	日本中で「100Mbps以上の超高速ブロードバンド基
		盤」が必要かどうかという点については、ブロードバン
		ドを用いてどのようなICT利活用を促進していくのかと
		いう議論とセットで検討する必要があると考えますが、
		その提供手段については、タスクフォースで取りまと
		めたとおり、不採算エリアの整備にあたっては、光だ
		けでなく、CATVや無線を含めた検討が必要であると
		考えます。
		2. 「光の道」実現のための競争政策の在り方について
		パラダイムシフトが起こりつつある情報通信市場の変
		化を十分踏まえ、従来の電話を前提とした規制を見直
		し、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした政策に
		転換すべきであると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		1. 「光の道」の整備方法について
		超高速ブロードバンドの利用促進の重視が望ましいと
		考えます。国民生活に優先順位が高いと思われる医
		療・教育・行政などの分野におけるICTの利活用を妨げ
		る各種規制の見直しに取り組む必要があると考えま
		す。
		2. 「光の道」実現のための競争政策の在り方について
		公正競争の活性化により低廉な料金で超高速ブロ
		ードバンドが利用可能となることが望ましいと考えま
上記の意見内容に対する再意見		1.「光の道」の整備方法について 超高速ブロードバンドの利用促進の重視が望ましいと 考えます。国民生活に優先順位が高いと思われる医療・教育・行政などの分野におけるICTの利活用を妨げ る各種規制の見直しに取り組む必要があると考えます。 2.「光の道」実現のための競争政策の在り方について 公正競争の活性化により低廉な料金で超高速ブロ

意見提出元 個人

「光の道」構想に関する	意見番号	106
意見募集において提出	意見提出者	個人
された意見	提出された	超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるため
	意見内容	には、光ファイバーの大幅な値下げが必須であると考える。
	(該当部分)	私自身のエリアはNTTの光ファイバーの提供エリアである
		が、一軒家でネットとプロバイダーと光電話込みで7000円以
		上かかる。5000円以下にならないかぎりは光に乗り換える気
		は全くないです。
		現状光ファイバーの他社への貸出し料金が高く、料金が値
		下げされないので、他社への貸出し料金を大幅に値下げす
		るのが必須であると考える。
		料金を大幅に値下げできないならば、NTTから光の施設を
		切り離し、全通信会社による共同運営とし、値下げすべきで
		ある。
上記の意見内容に対する再意見		私も都内在住で、インフラは整っていますが、光は使用料が高す
		ぎるので、ADSLを使っています。
		元国営企業で、インフラを整備する企業でありながら
		・10%を切り捨て
		・30%の家庭にしか普及しないような価格設定
		という状況を放置し続けるなら、NTT から光は切り離すべき。
		医療や教育などは、地域・収入による格差を生んではならないジャ
		ンルです。利益のみを求め、情報開示すらせず、議論に乗ってこ
		ないNTTのやり方には疑問を感じます。

意見提出元	個人
忠兄徒山儿	

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会
された意見		社、ソフトバンクもバイル株式会社
	提出された	アクセス回線会社においては、公的資金を投入すること
	意見内容	なしに光アクセス基盤 100%整備が実現可能
	(該当部分)	
上記の意見内容に対する再意見		光設備 100%にすることは、今後日本の情報産業の発展
		に貢献できることと考える。それが公的資金の投入す
		ることなくその実現が可能であるならば、当提案を積極
		的に検証、採用すべきだと考える。

「光の道」構想に関する	意見番号	No.269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、
された意見		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	ア. 光アクセス基盤整備の在り方
	意見内容	(1)アクセス回線会社の設立
	(該当部分)	NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社
		を設立することが最も合理的である
上記の意見内容に対する	5再意見	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフト
		バンクモバイル株式会社が前回のパブリックコメントの中で提案さ
		れた「アクセス回線会社設立」については、以下の理由により、反
		対します。
		〇 ネットワークに関係する各事業者は、各々の特徴ある設備
		の整備を行い、相互の競争のなかで、サービス向上に取り組
		んでまいりました。特にケーブルテレビ事業者は、地域に密着
		した各種の先進的なICTサービス提供に取り組んでまいりま
		した。
		当社においても、各事業において、設備構築、維持などの
		ハード面のサービスと自主制作番組などソフト面のサービスを 一貫して担い、地域密着の情報提供ツールとして、お客さまの
		一貫して担い、地域留着の情報提供ソールとして、お各さまの 満足度の向上を図ってまいりました。
		○ しかしながら、「アクセス回線会社」を設立した場合、超高速
		ブロードバンド網を整備する主体が、独占的な事業者一社に
		限定されることになります。
		これに伴い、設備投資リスクを負わない事業者は、自らの
		優位な立場を活かして、ビジネスライクな事業を展開すること
		が考えられ、ハード・ソフトー貫サービス体制の崩壊によるお
		客さまサービスの低下、および地域住民のニーズに合った情
		報提供の困難化が予想されます。
		以上の点から、光の道推進にあたっては、地域密着サービスを展
		開してきたケーブルテレビ事業者のメリットをご理解いただき、真
		に住民のためになる整備方式を採用されることを強く要望いたし
		ます。

意見提出元	個人
-------	----

「光の道」構想に関する	意見番号	No.269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会
された意見		社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	アクセス回線会社の構造分離
	意見内容	
	(該当部分)	
上記の意見内容に対する		国を挙げて超高速ブロードバンド環境の整備を実施しようとしている中、従来の競争原理によって自然に基盤が整備されていくはずという意見が多いが、これでは遅すぎるし実現されるかどうかも怪しい。そんな中、ソフトバンクの提案は、目的をしっかりと捕らえており、具体的なものであり、賛同できるものと感じています。しかし、別にソフトバンクの提案が唯一解とは思ってはおりません。もし反対であれが、対案を出せばいいだけの話です。ただ、この提案のような観点も含め、本気で「光の道」を成功させるにはどうすればよいかという議論を関係者(NTT、接続事業者、コンテンツ提供側、利用者である国民)で深めていく場を設けるべきであって、これは政府主導でぜひやっていただきたいところです。社会的に閉塞感が漂うこのごろ、このように、理想の将来を描きながら皆が議論し、考えつくし、協力して進めていこうとする案件はあまり他にないと思いますし、是非是非途中で頓挫することのないよう、強力に進めて言ってほしい案件と思います。

「光の道」構想に関する	意見番号	3.兄に刈りる息兄 269
意見募集において提出	意見提出者	
された意見		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	ア. 光アクセス基盤整備の在り方 第4段落
	意見内容	NTT 東西のアクセス回線部分を構造的に分離した民間の
	(該当部分)	整備・運営会社を設立し、同社が光アクセス基盤 100%整
		備の主体を担うこと、及び各世帯まで光回線を引き込む
		ことを基本とすること。
上記の意見内容に対する	5再意見	上記意見に反対。
		具体的には、当社が先の意見募集の際に意見番号 274 にて申し上げた意見の通りであり、以下に改めて申し上 げる。
		│ ・超高速ブロードバンド網、それも 100Mbps 超の光ファイ│
		バ網を今すぐ全国100%整備する理由が見当たらな
		lv _o
		기상으로 + 7 등라면 조녀 때 다 까ㅋ~ / .ゔ니므 #
		当社の属する富山県では、既に光ファイバと同軸ケー ブルを組み合わせたケーブルテレビネットワーク(光・同
		動ハイブリッド)により県内全世帯のブロードバンド化を
		達成しており、放送・電話・インターネットのいわゆるトリ
		プルプレイ・サービスを提供し、高い普及率(約60%)を
		誇っている。
		今回の意見番号 269 の提唱する構想では、FTTHを引
		う回の急先番号209の提唱する構造では、「「「です」 き込むと言っているだけで、利用者である市民や住民の
		方が何を欲しているのか、という視点が欠落している。意
		見全体を通して見ても、後半の利用率向上については、
		とにかくFTTHを 100%引き込めば後はサービスはついて
		くる、とでも言わんばかりで、いくつかの案は提示されて
		いるものの、具体的な議論は先送りにされている。
		そもそも、当県のような成功事例があるにもかかわら
		ず、なぜケーブルのネットワークでは不十分で、新しくFT
		THを引きなおす必要があるのか、きちんと説明されてい
		ない。
		なぜ、ケーブルのネットワークを始めとした既存のネッ

トワークでは不十分なのか、意見番号 269 を提出した事業者は明確に提示するべきである。

・苦しいながらも、競争は必要。

地域が活力をなくし、日本全体が元気を失っている 今、地域に密着したサービスこそが、大切。当社を含む ケーブルテレビ事業者は、地域に生まれ、地域で住民の 皆さんのために頑張ってきた。

今後もお客様のニーズに合ったきめ細かなサービスをタイムリーに提供していくことが重要である。このためには、ネットワークインフラの面においても、光だけではなく既存のメタル、無線を含め、地域の実情に合った合理的なインフラ形成が不可欠であり、適切な競争環境を満たすことになると理解しているところ。

翻って、今回の意見番号 269 では、ネットワークインフラ整備の分野での競争を全面的に否定し、独占的な企業が画一的なサービスを全国に提供することを骨子としている。これは既存の通信事業者を駆逐するだけでなく、新たな事業者が参入する可能性を排除することも意味している。この様に、競争環境が無い中では通信インフラの利用料低減、高度化は望むべくも無く、中長期的には国民の負担となる可能性もある。

意見番号 269 を提出した事業者は、独占的企業がサービスを提供することにより、当然ながら考えられる上記懸念について、明確に説明すべきである。

意見提出元 個人

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会
された意見		社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	すなわち、NTT東西殿の構造分離をすることで、公正競
	意見内容	争の整備、それによる競争の活性化、それらの結果と
	(該当部分)	しての料金の低廉化・魅力的なサービス・アプリケーシ
		ョンの登場といった望ましいサイクルが生まれることに
		なります。
上記の意見内容に対する	5再意見	人口の自然減、国際競争力が低下している我が国におい
		て、完全なるブロードバンド化を他の先進国・後進国に
		先だち政府の強力な主導と民力をフル活用すること
		で、内需拡大ついては国際競争力の復活、国民生活の
		向上が期待できる。

_ ■意見募集に対して	提出された意	意見に対する意見
「光の道」構想に関する	意見番号	176
意見募集において提出	意見提出者	香川ブロードバンド普及推進会
された意見	提出された	未整備エリアが10%なのか検証しているのか疑問であ
	意見内容	る
	(該当部分)	
上記の意見内容に対する	る再意見	補足意見
		「次世代ブロードバンド戦略2010」で、2010 年度までに
		① ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。
		② 超高速ブロードバンドの世帯カバー率を 90%以上とする。
		と目標が決められたが、超高速ブロードバンドの定義を
		上り30Mbps以上から「デジタル・ディバイド解消戦略」で
		は下り30Mbps 以上と目標をスローダウンした。
		また、整備目標・ロードマップの作成を都道府県に託され
		たが、「ブロードバンド全国整備に向けた都道府県ロード
		マップ」は V3.0 までで、本年度は未だに公表されてない。
		 ちなみに香川県内の超高速ブロードバンドの未整備状況
		は下の通りである。
		は下の通りとめる。 ●香川県内超高速ブロードバンド未整備状況(平成 22 年
		8月末現在)
		高松市=女木島・男木島、塩江町全域、庵治町の一部・
		大島、池田町・菅沢町・西植田町・東植田町
		丸亀市=本島·牛島·広島·手島·小手島
		坂出市=与島・小与島・岩黒島・櫃石島
		善通寺市=NTT 琴平局エリア
		観音寺市=伊吹島、大野原町・豊浜町、NTT 木の郷局エ リア
		。 さぬき市= 全地域未整備
		東かがわ市=整備中(平成 23 年 3 月末)
		三豊市=詫間町・仁尾町の全域、高瀬町・豊中町・山本
		町・財田町の各一部、粟島・志々島
		土庄町=全地域、小豊島
		小豆島町=全地域未整備
		三木町=NTT 神山局エリア
		直島町=直島全地域未整備、向島・牛ケ首島・屏風島

宇多津町=整備済み 綾川町=整備中(平成 24年3月末) 琴平町=整備中(平成 23年3月末) 多度津町=高見島・佐柳島 まんのう町=整備済み

また、<u>ブロードバンド・ゼロ地域</u>も瀬戸内海島しょ部ほかで解消されてない。

●ブロードバンド・ゼロ地域

女木島・男木島(高松市)

本島・牛島・広島・手島・小手島(丸亀市)

与島・小与島・岩黒島・櫃石島(坂出市)

伊吹島(観音寺市)

粟島・志々島(三豊市)

小豊島(土庄町)

鹿庭・奥山・小蓑(三木町)

向島・牛ケ首島・屏風島(直島町)

高見島・佐柳島(多度津町)

「光の道」構想を進めにあたっては「デジタル・ディバイド解消戦」の行政評価を行い未整備地域への早急な FTTH整備を行う必要がある。特に瀬戸内海島しょ部への超高速ブロードバンド整備に於いては海底光ケーブルの敷設が急務である。

「光の道」構想に関する	意見番号	3.元1〜対9 の息兄 269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社
		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセス
	意見内容	は国民生活にとって、より一層重要性を増していくもので
	(該当部分)	あることから、全国民が平等に情報を享受することを可能
		とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報
		アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなけ
		ればなりません。
上記の意見内容に対する	る再意見	上記の意見に賛同致します。
「光の道」構想に関する	提出された	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金
意見募集において提出	意見内容	等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金
された意見	(該当部分)	に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先
		的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		上記の意見に賛同致します。
「光の道」構想に関する	提出された	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基
意見募集において提出	意見内容	盤の大部分がNTT東西殿の設備により構築されているこ
された意見	(該当部分)	と、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当た
		り、経験豊富なNTT 社員の能力を最大限活用すべきであ
		ること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体とし
		て、アクセス回線会社を設立することが最も合理的である
		と考えます。
上記の意見内容に対する	5再意見	上記の意見に賛同致します。
「光の道」構想に関する	提出された	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を
意見募集において提出	意見内容	100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を
された意見	(該当部分)	発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわ
		ち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータル
	_	の維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見		上記の意見に賛同致します。
「光の道」構想に関する	提出された	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整
意見募集において提出	意見内容	備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大の
された意見	(該当部分)	ポイントになります。
上記の意見内容に対する	5再意見	上記の意見に賛同致します。

「光の道」構想に関する	提出された	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公
意見募集において提出	意見内容	的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関
された意見	(該当部分)	わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全て
		の世帯において無料で利用可能とするものです。
		すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、
		及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの
		利用環境整備により、2015年の「光の道」整備とともに、
		有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%
		が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する	る再意見	上記の意見に賛同致します。
「光の道」構想に関する	提出された	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現
意見募集において提出	意見内容	が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金
された意見	(該当部分)	が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果によ
		り、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されま
		す。
上記の意見内容に対する再意見		上記の意見に賛同致します。
「光の道」構想に関する	提出された	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争に
意見募集において提出	意見内容	よる料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケ
された意見	(該当部分)	ーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西
		殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能で
		あると考えます。
上記の意見内容に対する	5再意見 	上記の意見に賛同致します。
「光の道」構想に関する	提出された	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境
意見募集において提出	意見内容	の整備、それによる競争の活性化、それらの結果として
された意見	(該当部分)	の料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登
		場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対する	5再意見	上記の意見に賛同致します。
「光の道」構想に関する	提出された	NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを
意見募集において提出	意見内容	見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行
された意見	(該当部分)	ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性
		がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競
		争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、
		グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境
		を整備するためには、NTTグループ各社の完全な資本分
		離といった措置も併せて実施する必要があるものと考え
		ます。
上記の意見内容に対する再意見		上記の意見に賛同致します。

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見			
「光の道」構想に関する	意見番号	269	
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会	
された意見		社、ソフトバンクモバイル株式会社	
	提出された	基盤インフラの整備にあたり最も重視すべきことは、いか	
	意見内容	に効率的に整備を行うかという点です。特に、現在超高速	
	(該当部分)	ブロードバンドが未整備の地域は、山間部や離島等が多	
		く、一般的に情報通信基盤整備にコストがかかるとされて	
		いる地域です。これまで、採算の合わないこれら地域に	
		ついては、国の支援を受けた地方自治体が整備を行い、	
		民間事業者に対し、IRU に基づき貸し出しを行ういわゆ	
		る「公設民営方式」の採用が第一に検討されてきたところ	
		であり、タスクフォースにおいて整理された「「光の道」構	
		想実現に向けて一基本的方向性一」(以下、「基本的方向	
		性」という。)の中でも、当該方式の活用について触れら	
		れています。しかしながら、現在の我が国の財政状況に	
		鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは	
		適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による	
		効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と	
		考えます。	
		弊社共としましては、以上の基本的な考え方に基づき、タ	
		スクフォースヒアリングにて、望ましい光アクセス基盤整	
		備方法を述べさせて頂いたところであり、その概要は次	
		のとおりです。	
		まず、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話	
		株式会社殿(以下、「NTT 東西」という。)のアクセス回線	
		部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社(以下、	
		「アクセス回線会社」という。)を新たに設立し、そのアクセ	
		ス回線会社が光アクセス基盤100%整備の主体を担いま	
		す。	
上記の意見内容に対する	5再意見	基盤インフラの整備に関しては約 900 兆円にも及ぶ借金	
		を抱えた国による公的資金の投入ではなく、効率的な投	
		資とその情報基盤を効率よく活用できる民間主導により	
		実施すべきものと考えます。	

民間主導で行うことにより、地上波デジタル放送のIP再送信の更なる促進や今後の更なる高齢化社会,少子化社会に備えた電子医療や教育分野などにおいても様々なアイデアが創出されることになり、また収益確保のための様々な利用方法が創出されると考えます。また、この情報基盤の整備を民間会社が担うにあたり、NTT東西から分離された会社により設立することにより公正競争が可能な環境が構築できると考えます。また現在のNTT東西のアクセス回線提供状況を見るとユーザの居住形態(戸建とマンション)によりアクセス回線の料金が異なるなどユーザ本位のものとは全くなっておらず、そういった観点からもNTT東西とは分離された民間会社によりユニバーサルでの提供こそが「光の道」において必要不可欠なものと考えます。

意見提出元	NTT 労働組合	中央本部
-------	----------	------

「光の道」構想に関	意見番号	総括的な意見として提出いたします。
する意見募集にお	意見提出	総括的な意見として提出いたします。
いて提出された意	者	
見	提出され	・未整備エリアの基盤整備の在り方
	た意見内	・利用率向上のための競争の活性化
	容	
	(該当部	
	分)	
上記の意見内容に対	する再意見	別紙のとおり

意見募集で提起された意見に関する NTT労働組合としての意見

私たちNTT労働組合は、総務省の「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」で現在検討が行なわれています「光の道」構想に関して、これまで日本のブロードバンド環境の整備を担ってきた働くものの立場から、国民・利用者の更なる利便性向上と日本の国際競争力強化に向け、意見を述べさせていただきます。

くはじめに>

1985年のNTT発足から25年が経過しました。

この間、情報通信分野は、技術革新の進展に伴って、電話からインターネット、そしてブロードバンド・ユビキタスへ、いつでも・どこでもつながる時代へと大きく変化してきました。

そして今日では、Google や Amazon、Apple など、通信事業者以外の海外事業者が日本におけるコンテンツやプラットフォーム市場を席巻するなど、新たな競争環境も生まれており、加えて、グローバル競争が激化する中で、クラウドコンピューティング技術を活用したサービスや、固定・移動、通信・放送の融合による新たなサービスが登場する等、情報通信市場を取り巻く環境は激変しています。

このように、めまぐるしく変化する環境下において、NTT労働組合は、1999年のNTT再編成をはじめとして、日米合意に基づく長期増分費用方式による接続料金引き下げや、光化の推進とNGN・ダークファイバーをはじめとするネットワークのオープン化、さらには、IP市場に対応した業務運営体制の見直しに伴う人員の配置換えやスキル転換、そして、賃金カットを含むコスト構造の見直し――等々、多くの試練に対峙し、未来志向に立って苦渋の決断も行ない、様々な取り組みを進めてきました。

私たちは、これらの取り組みを通じ、日本における情報通信の発展に大きく貢献して きたと確信するものであり、今後とも、情報通信事業を担う労働者として、ICT利活 用促進に向けた積極的な取り組みを進めていかなければならないと考えています。

<未整備エリアの基盤整備の在り方(90%→100%)>

日本のブロードバンド基盤整備については、世界最高水準の速度とともに、光のエリアカバー率も90%以上となるなど、インフラ面における基盤整備は着実に進んでおり、今後もデジタルディバイドの解消に向け、IRU(公設民営方式)を活用しつつ、有線/無線のあらゆる技術を駆使したブロードバンド基盤の整備に努めていく所存です。

そのことを前提に、今後の基盤整備に向けては、島嶼部等の日本の地理的特性や工事施工事業者に与える影響、さらには、ユーザーニーズ等、総合的に考慮し、対応すべきであると考えます。

<利用率向上のための競争の活性化(30%→100%)>

ブロードバンドの利用促進に向けては、行政・医療・教育・環境等、あらゆる分野で ICTの利活用を促進するための規制緩和を優先的に行なうとともに、各事業者が引き 続き低廉な料金でサービス提供を行なっていく努力が必要であると考えます。

とりわけ、国民本位の電子行政の実現に向けた国民 I D制度の導入や電子教科書等を活用したフューチャースクールの全国展開、新たな電波の有効利用の促進等を早期に実現するため、「ICT利活用促進一括化法(仮称)」の制定に期待するものであります。

一方、一部事業者の「NTT東・西のアクセス部門を分離すべき」との意見に対しては、①技術革新の停滞や投資意欲をそぐ結果となり、硬直した事業運営となること、②電力系事業者やCATV事業者等との設備競争が成り立たなくなり、公正な競争を阻害すること、③光の敷設・普及に努力してきた組合員・社員の頑張り等、労働意欲の低下を招きかねないこと、④結果的に国家目標とした「100Mbps以上」のインフラ整備・普及に影響を及ぼし、日本のICT利活用の促進が大幅に遅れること――等から、採るべき方策ではないと考えます。

先に述べたように、私たちは能動的に市場環境の変化や技術革新にも対応してきましたが、民営化から四半世紀が経過した現在においても、未だに時代にそぐわない多くの規制等が残っており、あらゆる側面からICTの利活用を阻む規制の見直しを強く望むものであります。

くおわりに>

意見募集では、NTT東・西のアクセス部門の分離等を検討することよりも、ICTの利活用促進に向けた取り組みを推進することが重要とのご意見が多くの方々から寄せられています。

日本の経済を活性化し、あらゆる企業活動の活力と国益を意識した国際競争力を高め、 豊かな生活環境を構築するためにも、グローバル時代におけるICTの利活用促進に向 けた取り組みが、より一層強化されることを望みます。

以上

意見提出元	岩崎通信機株式会社
-------	-----------

「光の道」構想に関する	意見番号	46
意見募集において提出	意見提出者	財団法人 関西経済同友会
された意見	提出された	超高速ブロードバンドサービスをはじめ、ICT は最早、経済・産業
	意見内容	活動のインフラとして深く浸透しており、利用率を向上するために
	(該当部分)	も、料金の低廉化を図る以上に、今後は民間の多様なアイデアに
		よる利活用促進が求められる。
上記の意見内容に対する再意見		別紙のとおり

【今後は民間の多様なアイデアによる利活用促進が求められる】、とする関西経済同友会殿のご意見に 賛同致します。

利用率向上のためには、魅力的なコンテンツの品揃えの促進とデジタルリテラシーの向上に重点がおかれるべきと考えます。そのためには民間の多様なアイデアが欠かせませんが、国や地方自治体などの公共機関が、その受け皿としての環境を整備することも必要と考えます。

魅力的なコンテンツ充実に向けた環境整備のために、公共機関には次のような課題が考えられます。例えば、医療分野では、電子ヘルスケアの推進と障壁の除去、電子ヘルスデータの利用推進とデータの相互利用の保証を、教育分野では、e-ラーニングの推進とオンラインラーニングによる教育の充実を、環境分野では、ブロードバンドによるクリーンエネルギー社会創造の推進、スマートグリッド、スマートメータの活用促進などです。また、ユーザ志向のコンテンツの提供において、地方自治体などが主催する情報サイトの充実も大切と考えます。現在でも、地域の情報サイトは存在しますが、生活に密接に関する情報(食料品店、クリーニング屋さん、美容院など)や旅行者が欲しい情報(近くの名所・旧跡、駅までの道のりなど)は探し難く、状況に応じた適切な情報の提供が出来ているとは言えません。検索エンジンのローカル化や自治体の地域情報の充実などには、民間のアイデアが重要になってきます。

この取組みを受けて民間では、独自のアイデアを活かした製品・サービスの開発を促進しなければなりません。また、デジタルリテラシーの向上に向けた開発も必要です。端末の使い難さを解消する製品開発を促進しなければなりません。電子書籍やデジタルサイネージなどは、パソコン以外でブロードバンド利用を促進する良い例です。このような今までの道具と同じ使い方が出来て、ブロードバンドを使うことによってより自然に使い勝手が改善するようなものが必要と考えます。

こうした民間の多様なアイデアを活用した利用促進策を展開し、一人でも多くの国民がその利便性 を享受することが、ブロードバンドの利活用促進にとって重要であると考えます。

以上

意見提出元	イー・アクセス株式会社
	イー・モバイル株式会社

はじめに

この度は、「光の道」構想について、再意見提出の機会を頂き、有難うございます。

■ 目的に応じた検討の仕分けが必要

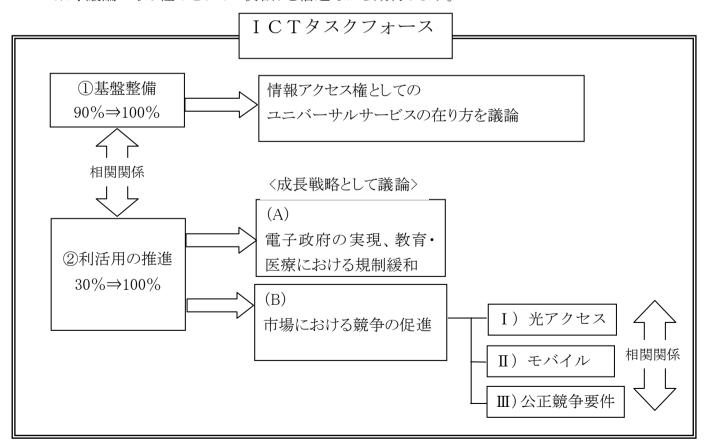
7月27日に募集された意見書が、8月17日に公表されましたが、総数は295件となっており、中でも個人の提出された意見が165件にも上っていることから、この「光の道」構想に対する社会的な関心の高さが伺える状況となっています。

当社にて、この度の意見書の内容に関する検討を行ったところ、入り口において意見提出者間の認識が「目的が何で誰のための議論なのか」といったベースとなる部分に若干の齟齬がみえることから、今後の検討を継続するにあたっては、それぞれの項目の目的や性格に応じて(ユニバーサルサービス制度の見直しの検討が既に開始されていることは認識)、仕分けを行ったうえで効率的に進めることが必要と考えます。

以下は、当社にて適当と考える検討のためのフレームワークとなります。

■ 取り纏め役としてのICTタスクフォースに期待

仕分けを行ったとしても各項目間においては、相互に関係性を有するため、ICTタスクフォースについては、議論の取り纏めとしての役割りを僭越ながら期待します。



■ 意見募集に対して提出された意見に対する弊社再意見 以下、上図にあげた各項目について弊社の考え方を申し述べます。

①基盤整備 90%⇒100% <対象意見:No.185、No.189、No.267>

本課題については、情報アクセス権を政策として確保するものと理解しユニバーサルサービス の在り方の中で検討すべきと考えます。

•情報アクセス権とユニバーサルサービス制度の関連性

ユニバーサルサービス制度については、すでに光IP電話を対象にするかどうかの議論は開始 されていますが、情報アクセス権を取り扱う際には、アナログ電話を前提に設計された現行のユニ バーサルサービス制度との関連性をまず整理する必要があると考えます。

また、仮に情報アクセス権をユニバーサルサービスとする場合においては、特に以下の観点が必要と考えます。

▶ 従来の維持型から社会的インフラの整備型への移行

現在のユニバーサルサービスの対象である固定電話は、ネットワークがすでに構築されていためそれを維持するための制度設計となっている一方で、情報アクセス権という新たな概念の下で基盤整備を行う場合には、サービスの概念やサービスを実現するための新たな社会的なインフラの定義を行う必要があります。また、政策として、新たな社会的インフラを整備するのであれば、制度の目的や基金の性格および財源は、現行のユニバーサルサービス制度とは明らかに異なるものになると考えます。

国民に対するベネフィット

光ファイバを利用するような超高速ブロードバンドの必要性が必ずしも無いのではないかと述べた意見も多数見受けられました。政策として新たな社会的インフラ整備を考える場合には、 国民に対するベネフィットについてのコンセンサスが必要であろうと考えます。

▶ 「競争中立性」と「経済合理性のある技術の選択」

インフラの整備においてだけでなくインフラ利活用についても、競争中立性が確保されるべきであり、加えて整備されるべきインフラについては国民に対するベネフィットを最適化する上で経済合理性のある技術で実行される必要があります。

②利活用の推進 30%⇒100%

利活用の推進については、引き続き成長戦略としての検討を行う必要があると考えます。

(A) 電子政府の実現、教育・医療における規制緩和 <対象意見:No.104、No.267>

政策としての需要の喚起は、ブロードバンド利活用を推進するだけでなく、教育や医療等公的サービス分野における産業の活性化をもたらすことになり、大変有効であると考えますので、 実現に向けた検討を行うべきとする意見に賛同します。

(B)市場における競争の促進

・競争環境の確保が需要の喚起の前提

需要の喚起と共に検討の軸とすべき項目は、市場における公正かつ公平な競争環境の確保であると考えます。我が国においては、累次の競争政策が図られてきており、この取り組みは将来にわたっても継続的に行われる必要があり、「光の道」時代におけるダイナミックな競争を促進していくためには、多様なサービスやイノベーションの促進を行える環境、新規参入促進など多様なプレイヤーを確保することが必要です。

当社では、以下の I)~Ⅲ) が特に重要な項目であると考えます。

I) 光アクセス <対象意見:No.104、No.155、No.185、No.267、No.268、No.279、No.280>

FTTH 市場の競争形態に関しては、一概に設備競争とサービス競争は 2 者択一の問題でないと考えており、現在の市場環境も勘案し利用率を最大限に高めるために最も有効な競争形態を選択する必要があると考えます。

・サービス競争の推進による料金低廉化が必要

現在のFTTH市場は、光アクセスインフラを主とする設備競争主体で進められ、基盤整備も90%世帯カバーまで進んできました。反面、利用率は30%に留まっており、「光の道」構想でも今後の課題として挙げられているところでありますが、新規参入する事業者も限定的になってきていると考えます。

今後、5~10年のスパンで考えると、敷設した光アクセスインフラの利用価値を高め、需要をさらに喚起するような競争形態が必要と考えます。例えば ADSL のようにアクセスインフラより上位にあるコアネットワークについては設備競争を図りながら、同時に光アクセスインフラを競争的に利活用するサービス競争を推進する形態も考えられ、それによって利用者料金の低廉化を進め、利用インセンティブの向上を図ることが可能と考えます。

この競争形態を実現する具体的な手法として、「光ファイバ接続料金(例えば、分岐端末回線単位)の低廉化」及び「光アクセスにおけるラインシェアリング」が不可欠であると考えます。 同様にNGNにおける機能開放が必要とされる意見についても賛同します。

また、上述の施策を推進することで、光アクセスインフラを敷設される側においても、利用率が向上するメリットがあり、敷設範囲が限られている事業者でも他社の光アクセスインフラを利用してサービス区域が拡大する等の事業展開上のメリットも出てくるものと考えます。

(参考) ADSL と FTTH の消費者余剰等の比較

総務省の「競争評価 2009(案)」に、ADSLとFTTH の消費者余剰が分析された興味深い 資料があります。下表に示した分析はあくまで 1 例であるとは思いますが、FTTH において はよりサービス競争へ比重をシフトすることで、競争が促進され利用者側のメリットも高まるも のと考えます。

出所:電気通信事業分野における競争状況の評価 2009(案)

第VI章「モバイル及びブロードバンドの普及に関するこれまでの競争政策の経済効果の定量分析」より

	消費者余剰の増分	競争政策の直接効果	果
ADSL	約 4,120 億円	全体 約 1,470 億円]
	(アンバンドルの導入及び普及等	(内訳)	
	の時期を踏まえた 2001 年 3 月~	①アンバンドルルールの整備	約 470 億円
	2006 年 6 月までの 5 年 3 ヶ月間	②コロケーションルールの整備	約 430 億円
	の合計)	③接続料の低廉化	約 570 億円
FTTH	約 1,310 億円	全体 約 130 億円	
	(アンバンドルの導入及び普及等	(内訳)	
	の時期を踏まえた 2001 年 3 月~	①アンバンドルルールの整備	約 33 億円
	2009年12月までの8年9ヶ月間	②コロケーションルールの整備	約 30 億円
	の合計)	③線路敷設基盤の開放	約 29 億円
		④接続料の低廉化	約 37 億円

Ⅱ)モバイル

先般の当社意見で申し述べた通り、「光の道」 構想における成長戦略面においては、高速 モバイルブロードバンドの構築・利活用のための競争促進が必要不可欠であると考えます。

特に、新興事業者が競争可能な環境をサポートする観点、及びSIMロックを始めとした水平分業型のビジネスモデルを機能させる観点での施策が必要と考えます。

Ⅲ)公正競争要件 <対象意見:No.104、No.199、No.215、No.224、No.243、No.267>

多くの意見書において、NTTグループの市場支配力を懸念する意見が寄せられており、当社としましても、1999年のNTT再編成以来、競争環境における継続的な課題となっているNTTグループに対する公正競争要件の再整備が必要と考えているため賛同します。

総合的な市場支配力(SMP規制)の検討も必要であるとする意見にも賛同します。なお、SMP規制については、NTTグループの市場支配力に対する制度整備だけでなく、レイヤ毎での市場支配力を測り抑制させる効果も期待出来ますので、こういった観点も視野に入れて検討を行う必要があると考えます。

■ 当社再意見の対象とさせて頂いた意見

① 基盤整備90%⇒100%

「光の道」構想に	意見番号	No.185
関する意見募集	意見提出者	社団法人テレコムサービス協会
において提出さ	提出された	アクセス回線のブロードバンド化について、光アクセスだけに
れた意見	意見内容	こだわらず、無線アクセスや CATV 回線の活用も考えるべき
	(該当部分)	である。

意見番号	No.189
意見提出者	社団法人日本インターネットプロバイダー協会
提出された	1.約10%世帯の超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア
意見内容	に対し、FTTH による整備にこだわるのは、コストをかける経
(該当部分)	済的合理性がないと思います。(略)
	2.もし光ファイバーを引くとするならば、従来のような電柱を建
	てる方式にこだわらず、ケーブルを地上に這わせる方式や水
	道管などの中に入れる方式など、地域ごとにそれぞれ合った
	構築及び運用コストの安い方式や、後々利用する上で様々
	な状況に対応できるフレキシビリティの高い方式を検討する
	べきと思います。
意見番号	No.267
意見提出者	KDDI株式会社
提出された	(略)未整備エリアについても、独占的な事業主体に一元的
意見内容	に整備を担わせることは、非効率を生じ、結果として国民負
(該当部分)	担の増加を招くこととなるため、これまでの競争政策の成果を
	活かして民間の多様な技術、ノウハウを活用して効率的に整
	備を進めるべきであると考えます。(略)
	民間の多様な技術を活用して効率的にブロードバンド基盤
	の整備を進めるため、各未整備エリア内の引込み線や当該
	エリアまでの幹線の敷設状況などのNTT東・西や地方自治
	体が保有する情報をとりまとめて公開し、多くの関係する事業
	者が公平に情報を共有できるようにすることが望まれます。
	(略)なお、ユーザーに対するサービスの永続性を確保する
	ためには、サービスの維持コストの面で、ユニバーサルサー
	ビス基金のような何らかの方策を講じることにより、事業者がイ
	ンセンティブを維持できるようにすることが望ましいと考えま
	す。 仮に公的資金が導入される場合においても、国民負担
	を最小化するため、競争入札を行うなど、複数の事業者の中
	から、最小の費用で整備可能な事業者を選択すべきです。

②利活用の促進 30%⇒100%

A)電子政府の実現、教育・医療における規制緩和

「光の道」構想に	意見番号	No.104
関する意見募集	意見提出者	北海道総合通信網株式会社

において提出さ	提出された	(略)また、更に新たな利活用や付加価値の創出を図るために
れた意見	意見内容	は、行政・医療・教育など諸分野でICT利活用を促進するた
	(該当部分)	めの規制緩和を加速させ、利用者に対するインセンティブを
		高める仕組みなども含めて各省庁が横断的に取組み、国・自
		治体および民間事業者が一体となり利活用を促進する必要
		があると考える。
	意見番号	No.267
	意見提出者	KDDI株式会社
	提出された	【ICT利活用促進のための規制改革】
	意見内容	(略)民間の創意工夫によって「新たな価値(サービス)」を提
	(該当部分)	供することにより、ICT利活用の加速度的普及を目指すため
		には、アクセスを含む設備レイヤーでの競争を始め、あらゆる
		ビジネスモデルでの競争をこれまで以上に活性化することが
		必要であると考えます。当社も、国民に低廉で便利な新しい
		サービスを提供し、医療・教育を始めとするさまざまな分野で
		ICT利活用の促進に積極的に貢献していく考えであり、その
		際に必要となる規制・制度の見直しを進めていただきたいと
		思います。

B) 市場における競争の促進

I) 光アクセス

「光の道」構想に	意見番号	No.104
関する意見募集	意見提出者	北海道総合通信網株式会社
において提出さ	提出された	超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、公正
れた意見	意見内容	な競争環境のもと、民間事業者間での設備競争とサービス競
	(該当部分)	争の両方を通じて料金の低廉化を進めるとともに、利用者に
		とって利用インセンティブを高める多種多様なサービスの創
		出・提供を図っていくことが重要と考える。
	意見番号	No.155
	意見提出者	財団法人 日本消費者協会
	提出された	消費者は、「光化」の流れはよく認識しており、それは否定し
	意見内容	ていないと思う。ただし、現状ではコストパフォーマンスを考え
	(該当部分)	ると「使わなくても大きく困らない」という層も確実にいるため、
		価格の低廉化は、利用率の向上に大きく影響すると考える。
	意見番号	No.185
	意見提出者	社団法人テレコムサービス協会

提出された	・NGN上での公正競争を活性化させるためには、通信キャリ
意見内容	アの垂直統合モデルではなく、プラットフォームレイヤを開放
(該当部分)	して複数のプラットフォーム事業者が競争する環境を構築す
	べきである。また、NGNだけでなく、今後構築される次世代の
	移動体網でも同様にプラットフォームレイヤが開放されること
	が、FMC サービスの促進につながる。(別紙 2)
意見番号	No.267
意見提出者	KDDI株式会社
提出された	【サービス競争の重要性】
意見内容	(略)ブロードバンドの利活用を促進し「光の道」を実現するた
(該当部分)	めには、冒頭に述べたように、あらゆるレイヤーのプレーヤー
	が多様なサービスを自由に提供できる環境を整え、競争を活
	性化する必要があります。そのため、他の通信事業者のみ
	ならず、アプリケーション、ソリューション等のプロバイダーが
	求める各レイヤーにおいて、ボトルネック設備のみならず
	NGN を始めとするボトルネック設備と一体となって機能する
	設備をオープン化し、多様なレイヤーの事業者がユーザー
	に多彩なサービスが提供できる環境を整えることが今後も重
	要であると考えます。(略)
	(2)NGNにおける機能開放ルール
	(略)IP時代の新たなボトルネックとなり得るNGN上の機能に
	ついて、競争事業者が同等のサービスを提供できるよう、多
	様な階梯で接続点を設け、ユーザー単位で公正に開放する
	ことが必要であると考えます。
	具体的には、認証、QoS、帯域制御、位置固定等のNGNの
	機能を開放し、NGN網に収容される加入者が、NTT以外の
	事業者が提供する電話、放送、VOD、VPNなどのサービス
	を、簡素な手続により適正な価格で利用できるようにすべき
	です。これにより、様々な事業者がNTTのNGNの仕様に
	縛られることなく、多様なサービスを提供することが可能とな
	り、ユーザーにより多くの選択肢と技術イノベーションの成果
	をもたらすことが可能となります。
意見番号	No.268
意見提出者	楽天株式会社
提出された	超高速ブロードバンドの利用を促進させるためには、利用者
意見内容	から見たトータル料金が現在より安価になることが重要です。

(該当部分)	そのためには、インターネット接続サービスレベルでの事業
	者間の公平な競争環境を確保することと、光アクセスレベル
	での接続料(光アクセス料金)が十分低く抑えられるよう光アク
	セス網の整備・運営コストを低く抑える仕組み(整備の効率
	化、運営の透明性確保等)が必要だと考えます。
意見番号	No.279
意見提出者	東日本電信電話株式会社
提出された	2. 「光の道」実現のための競争政策の在り方について
意見内容	(略)また、インフラ整備は設備競争を基本とし、不採算エリア
(該当部分)	は国・自治体の整備(IRU方式)により補完することが最も経
	済的な政策であると考えます。
意見番号	No.280
意見提出者	西日本電信電話株式会社
提出された	2. 「光の道」実現のための競争政策の在り方について
意見内容	(略)また、インフラ整備は、採算エリアは設備競争を基本と
(該当部分)	し、不採算エリアは国・自治体の整備(IRU方式)により補完
	することが最も経済的な政策であると考えます。

Ⅲ)公正競争要件

「光の道」構想に	意見番号	No.104
関する意見募集	意見提出者	北海道総合通信網株式会社
において提出さ	提出された	(略)加えて、公正な競争環境のもと、民間事業者間での設備
れた意見	意見内容	競争とサービス競争の両方を確保するためには、NTTグル
	(該当部分)	ープにおける規制の適用されない県域子会社などを通じた
		事業活動や活用業務によるなし崩し的な事業拡大など圧倒
		的な市場支配力を有する現状を鑑みると、公正な競争環境
		に歪みが生じていると考える。そのため、市場支配力を観点
		とする更なるドミナント規制の強化について検討されるべきと
		考える。
	意見番号	No.199
	意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	提出された	◇ドミナント規制の見直しについて
	意見内容	・「報告書」では、「総合的な市場支配力に着目したドミナント
	(該当部分)	規制」導入の「速やかな検討の開始」が適当とされています
		が、その「市場支配力」が「NTTグループの市場支配力」を
		意図しているのであれば、論点として不十分と言わざるを得

	ません。欧州においては、「着信独占」の観点から、移動体
	事業者はすべてSMP指定事業者として非対称とはなってい
	ないことや、有限希少な周波数の割当てを受けている携帯電
	話特有の事情、更には、実際上、第二種指定電気通信設備
	規制の適用対象か否かで接続料低廉化の取り組みに差異
	があることを踏まえると、現行の第二種指定電気通信設備規
	制の範囲の見直しについての検討が必要であると考えます。
意見番号	No.215
意見提出者	株式会社STNet
提出された	(ドミナント事業者であるNTTに対する規制)
意見内容	NTTの経営形態についてはこれまでと同様、いかに公正
(該当部分)	な競争状況を確保するかという点がきわめて重要であると考
	えます。NTT主要各社は各分野における「ドミナント事業者」
	であり、そうしたドミナント事業者が影響力を行使して、不公
	正な状況を生み出すことのないよう、引き続き注視すべきで
	す。その点で前述のような優越的地位の濫用の防止の観点
	に立ち、子会社まで含めたドミナント規制の運用にするなど、
	より実効的なドミナント規制が必要であると考えます。
意見番号	No.224
意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
意見提出者提出された	株式会社ケイ・オプティコム (2)公正競争環境の確保について
提出された	(2)公正競争環境の確保について
提出された意見内容	(2)公正競争環境の確保について ①NTTグループの市場支配力等に係る問題
提出された意見内容	(2)公正競争環境の確保について ①NTTグループの市場支配力等に係る問題 NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大
提出された意見内容	(2)公正競争環境の確保について ①NTTグループの市場支配力等に係る問題 NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大 な資金力から、圧倒的に優位な立場にありますが、さらにNT
提出された意見内容	(2)公正競争環境の確保について ①NTTグループの市場支配力等に係る問題 NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大 な資金力から、圧倒的に優位な立場にありますが、さらにNT Tグループ自身が自らに対する規制を形骸化させる事業活
提出された意見内容	(2)公正競争環境の確保について ①NTTグループの市場支配力等に係る問題 NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大 な資金力から、圧倒的に優位な立場にありますが、さらにNT Tグループ自身が自らに対する規制を形骸化させる事業活 動を展開することによって、競争環境に歪みを生じさせており
提出された意見内容	(2)公正競争環境の確保について ①NTTグループの市場支配力等に係る問題 NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大 な資金力から、圧倒的に優位な立場にありますが、さらにNT Tグループ自身が自らに対する規制を形骸化させる事業活 動を展開することによって、競争環境に歪みを生じさせており ます。特に、「グループドミナンスの発揮」、「規制の適用され
提出された意見内容	(2)公正競争環境の確保について ①NTTグループの市場支配力等に係る問題 NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大 な資金力から、圧倒的に優位な立場にありますが、さらにNT Tグループ自身が自らに対する規制を形骸化させる事業活 動を展開することによって、競争環境に歪みを生じさせており ます。 特に、「グループドミナンスの発揮」、「規制の適用され ない県域子会社等を通じた営業活動」、「活用業務によるな
提出された意見内容	(2)公正競争環境の確保について ①NTTグループの市場支配力等に係る問題 NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大 な資金力から、圧倒的に優位な立場にありますが、さらにNT Tグループ自身が自らに対する規制を形骸化させる事業活 動を展開することによって、競争環境に歪みを生じさせており ます。 特に、「グループドミナンスの発揮」、「規制の適用され ない県域子会社等を通じた営業活動」、「活用業務によるな し崩的な事業拡大」が問題であると考えますので、まずはこ
提出された意見内容(該当部分)	(2)公正競争環境の確保について ①NTTグループの市場支配力等に係る問題 NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大 な資金力から、圧倒的に優位な立場にありますが、さらにNT Tグループ自身が自らに対する規制を形骸化させる事業活 動を展開することによって、競争環境に歪みを生じさせており ます。 特に、「グループドミナンスの発揮」、「規制の適用され ない県域子会社等を通じた営業活動」、「活用業務によるな し崩的な事業拡大」が問題であると考えますので、まずはこ れらを是正することが必要であります。
提出された 意見内容 (該当部分) 意見番号	(2)公正競争環境の確保について ①NTTグループの市場支配力等に係る問題 NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大 な資金力から、圧倒的に優位な立場にありますが、さらにNT Tグループ自身が自らに対する規制を形骸化させる事業活 動を展開することによって、競争環境に歪みを生じさせており ます。特に、「グループドミナンスの発揮」、「規制の適用され ない県域子会社等を通じた営業活動」、「活用業務によるな し崩的な事業拡大」が問題であると考えますので、まずはこ れらを是正することが必要であります。 No.243
提出された 意見内容 (該当部分) 意見番号 意見提出者	(2)公正競争環境の確保について ①NTTグループの市場支配力等に係る問題 NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大 な資金力から、圧倒的に優位な立場にありますが、さらにNT Tグループ自身が自らに対する規制を形骸化させる事業活 動を展開することによって、競争環境に歪みを生じさせており ます。特に、「グループドミナンスの発揮」、「規制の適用され ない県域子会社等を通じた営業活動」、「活用業務によるな し崩的な事業拡大」が問題であると考えますので、まずはこ れらを是正することが必要であります。 No.243 株式会社ジュピターテレコム
提出された 意見内容 (該当部分) 意見番号 意見提出者 提出された	(2)公正競争環境の確保について ①NTTグループの市場支配力等に係る問題 NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大 な資金力から、圧倒的に優位な立場にありますが、さらにNT Tグループ自身が自らに対する規制を形骸化させる事業活 動を展開することによって、競争環境に歪みを生じさせており ます。 特に、「グループドミナンスの発揮」、「規制の適用され ない県域子会社等を通じた営業活動」、「活用業務によるな し崩的な事業拡大」が問題であると考えますので、まずはこ れらを是正することが必要であります。 No.243 株式会社ジュピターテレコム 公正競争の更なる促進が不可欠であり、競争環境を維持
提出された 意見内容 (該当部分) 意見番号 意見提出された 意見内容	(2)公正競争環境の確保について ①NTTグループの市場支配力等に係る問題 NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大 な資金力から、圧倒的に優位な立場にありますが、さらにNT Tグループ自身が自らに対する規制を形骸化させる事業活 動を展開することによって、競争環境に歪みを生じさせており ます。特に、「グループドミナンスの発揮」、「規制の適用され ない県域子会社等を通じた営業活動」、「活用業務によるな し崩的な事業拡大」が問題であると考えますので、まずはこ れらを是正することが必要であります。 No.243 株式会社ジュピターテレコム 公正競争の更なる促進が不可欠であり、競争環境を維持 するためにも、ボトルネック設備を有する事業者へのドミナン

(略)ブロードバンドサービスの広がりとともに、各市場のサー
ビスが複合して提供される等、新たなサービス形態が産まれ
てきており、グループ全体の市場に対する影響力が高まって
いることからも、単一市場におけるドミナント規制のみではな
く、複数市場を俯瞰的にみた上で、グループとしての総合的
な市場支配力について検討を行うべき時期がきていると考え
る。
No.267
· KDDI株式会社
【市場環境の変化と総合的な市場支配力に着目したドミナン
ト規制】
高度なネットワークインフラの上で多様な事業者が活発に競
争を繰り広げることにより、サービス・アプリケーションの高度
化や料金の低廉化が期待されることから、そのような動きが阻
害されることのないよう、電気通信市場における公正競争環
境の維持・活性化を図ることが重要です。
(略)具体的には、固定・移動等のサービス市場毎に市場支
配力を認定し、現状のアンバンドル規制や接続料規制に加
えて競争状況に応じた適切な事前規制を発動し得るように制
度を整えることが必要です。
(例:市場支配力を有する事業者によるFMCサービスの提
供、グループ会社間での人事交流や顧客情報の共有、子会
社を通じた事実上の規制適用回避等を禁止)

意見提出元 個人

■忠兄夯未に刈しし	IEHIC 10/C	のに対する思想
「光の道」構想に関する	意見番号	No.279
意見募集において提出	意見提出者	東日本電信電話株式会社
された意見	提出された	2. 「光の道」実現のための競争政策の在り方について
	意見内容	
	(該当部分)	インフラ整備は設備競争を基本とし、不採算エリアは国・
		自治体の整備(IRU方式)により補完することが最も経済
		的な政策であると考えます。
上記の意見内容に対する	る再意見	以下の点から誤った認識と考えます。
		1.少なくとも現行の IRU 方式は特に東日本地域において
		は NTT 東日本が独占状態である。
		2.NTT 東西の独占は、除いた他社が設備投資競争に参
		入することが極めて困難である。
		それは過去に政策として整備された電柱・管路・とう道
		を独占的に所有することに起因し、民間の競争原理の
		結果ではない。
		3.I また RU 方式は他社への設備開放義務を伴わず、NTT
		東西の独占的な利用が可能となる。
		4.国や自治体や自治体によるIRUである以上、現状よりも
		遥かに高い透明性の高い会計や料金体系とする必要
		がある。
		5.さらには自治体手動による IRU 方式では、自治体により
		情報格差が生じる
		以上を踏まえ、現状の IRU 方式は問題が多いと考えま
		す。

「光の道」構想に関する	提出された	さらに、設備のオープン化は既に世界で最も進展してお
意見募集において提出	意見内容	り、これ以上の開放は、イノベーションや投資インセンティ
された意見	(該当部分)	ブを損なうとともに、電力系光サービスやCATVブロード
		バンド等との競争環境を激変させるものであることから、
		実施すべきでないと考えます。
		また、アクセス回線会社の分離は、上記に加え、これまで
		当社と設備競争をしてきた電力系やCATV事業者の事業
		運営にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、取る
		べき選択肢ではないと考えます。

上記の意見内容に対する再意見

現状の純粋な民間のイノベーションや投資インセンティブでは達成が見込めないルーラル地域のブロードバンド化を達成するための議論であり、見当違いと言わざるを得ません。

現状の光ファイバ設備は「フレッツ」や「固定電話」の需要に基づいてNTT東西内部に最適化されていることが光の需要を小さく見積もる結果となり、ルーラルへのファイバの展開を停滞させています。

今後も NTT 東西という固定事業者がファイバを独占することはモバイルブロードバンド事業者と健全な競争が進まないだけでなく、日本のモバイルブロードバンド化進展の大きな妨げになる可能性があります。

光設備の開放、組織の分離を実施する事により、電力系 光サービスやCATVブロードバンド、モバイルブロードバ ンド事業者の光ファイバの需要を取り込むことができるた め、残り 10%をカバーする追い風になり、地域による情報 格差の是正に資すると考えております。

また、そもそも通信事業者は通信政策の変更リスクを承知の上で参入しているものであり、事業者のビジネス保護ではなく、「光の道」による国民の利益の視点から議論されるべきです。

意見提出元	個人
-------	----

「光の道」構想に関する 意見番号		269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク
された意見	提出された	光アクセス基盤整備の在り方
	意見内容	
(該当部分)		
上記の意見内容に対する再意見		ソフトバンクの提言に賛同する。NTTは反論があるなら
		ば、積極的な情報開示を行って、国民にわかるように
		オープンな議論を推進すべきである。

总无证山儿	意見提出元	個人
-------	-------	----

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社
		ソフトバンクモバイル株式会社
提出された		
	意見内容	
(該当部分)		
上記の意見内容に対する再意見		国民にわかりやすいような、公開討論をやるべきではな
		いか。基本的にソフトバンクに賛成。

总无证山儿	意見提出元	個人
-------	-------	----

一心が赤にかりして	<u> ж с толеле</u>	
「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会
された意見		社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェア
	意見内容	を見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離
	(該当部分)	を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優
		位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナ
		ンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されませ
		ん。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公
		正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各
		社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必
		要があるものと考えます。
上記の意見内容に対する	5再意見	元々国営であった NTT グループの優位性が保てなくな
		るという意見が、NTT グループ各社から提出されてい
		るようだが、「269」のソフトバンクグループの資料を見
		る限り、説得力が在ると考えます。
		今回の光の道を契機に、競争環境を整備してもらいた
		いと切に願います。
1		

意見提出元	個人
-------	----

提出された意見 提出された意見内容(該当部分) 2. 「光の道」実現のための競争政策の在り方について (該当部分) 2. 「光の道」実現のための競争政策の在り方について (該当部分) NTT東西はそもそも我々電話加入者が負担した加入 話の施設設置負担金を元にして加入電話サービス 独占してきた企業です。 光サービスにおいては独力で展開したかのような立ちをとられますが、前記のとおり長期にわたる独占サビスでの収益および加入者が負担してきたコストを 用しながら築いた経営資源を活用しなかったことは えられませんし、そのような経営は不可能だと考えれます。 このような背景の中、NTT東西が提供する加入者回線 及び加入者回線を利用したサービスはアナログ・対 問わず永遠に規制されない限り、通信サービスに でのメリットを受けられるとは考えられません。	_■意見募集に対して	提出された	意見に対する意見
### ### ### ### #####################		意見番号	279、280
意見内容 (該当部分) 上記の意見内容に対する再意見 NTT東西はそもそも我々電話加入者が負担した加入話の施設設置負担金を元にして加入電話サービス独占してきた企業です。 光サービスにおいては独力で展開したかのような立ちをとられますが、前記のとおり長期にわたる独占サビスでの収益および加入者が負担してきたコストを用しながら築いた経営資源を活用しなかったことはえられませんし、そのような経営は不可能だと考えれます。 このような背景の中、NTT東西が提供する加入者回線及び加入者回線を利用したサービスはアナログ・労問わず永遠に規制されない限り、通信サービスにおける公正な競争が実現し利用者が料金・サービスにでのメリットを受けられるとは考えられません。		意見提出者	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社
話の施設設置負担金を元にして加入電話サービス 独占してきた企業です。 光サービスにおいては独力で展開したかのような立場 をとられますが、前記のとおり長期にわたる独占サ ビスでの収益および加入者が負担してきたコストを 用しながら築いた経営資源を活用しなかったことは えられませんし、そのような経営は不可能だと考え れます。 このような背景の中、NTT東西が提供する加入者回紅 及び加入者回線を利用したサービスはアナログ・対 問わず永遠に規制されない限り、通信サービスにな ける公正な競争が実現し利用者が料金・サービスに でのメリットを受けられるとは考えられません。	出された意見	意見内容	2.「光の道」実現のための競争政策の在り方について
離)を行い、ソフトバンクの意見にあるような透明で確な事業計画にもとづくNTTとは資本関係が完全に独立した新民間会社に事業を行わせることが適切考えます。 なお、我々利用者の視点から考えるに、光インフラはれ自体には高速な「ど管」以上の意味はまったくな前記新会社の事業が十分透明で合理的なものであり、提供される予定価格が安ければ、他の選択肢が用意される必要性は全くありません。 むしろ利用者として期待するのは、このだれもが低廉	上記の意見内容に対する	3再意見	光サービスにおいては独力で展開したかのような立場をとられますが、前記のとおり長期にわたる独占サービスでの収益および加入者が負担してきたコストを利用しながら築いた経営資源を活用しなかったことは考えられませんし、そのような経営は不可能だと考えられます。このような背景の中、NTT東西が提供する加入者回線及び加入者回線を利用したサービスはアナログ・光を問わず永遠に規制されない限り、通信サービスにおける公正な競争が実現し利用者が料金・サービス面でのメリットを受けられるとは考えられません。光の道実現のためには、NTTの水平分割(アクセス分離)を行い、ソフトバンクの意見にあるような透明で明確な事業計画にもとづくNTTとは資本関係が完全に独立した新民間会社に事業を行わせることが適切と考えます。なお、我々利用者の視点から考えるに、光インフラはそれ自体には高速な「ど管」以上の意味はまったくなく、前記新会社の事業が十分透明で合理的なものであり、提供される予定価格が安ければ、他の選択肢が用意される必要性は全くありません。むしろ利用者として期待するのは、このだれもが低廉な価格でブロードバンドインフラを利用できる環境のうえ

意見提出元	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

■恴兄券集	ミに対して 提出	された恵見に対する恵見
「光の道」構	意見番号	
想に関する	意見提出者	
意見募集に	提出された意	1. 「ブロードバンドの利用率向上には、ICT 利活用の促進が必要」と
おいて提出	見内容	いう意見が多くみられた
された意見	(該当部分)	2. 「光回線への切替えを5年で工事完了でき、メタル回線を撤去す
		る」という意見があった
上記の意見に	内容に対する再	1. に対して
意見		我が国においては各電気通信事業者、ICTのサービス事業者やサー
		ビス構築事業者の事業努力と政府・自治体の取り組みによって、ブロー
		ドバンドの普及では世界最高水準のエリアカバー率が実現され、光ファ
		イバー等の超高速ブロードバンドも全国で約9割がカバーされている。
		このブロードバンド基盤が、一般市民の生活・利便性の向上や経済
		成長の基盤として十二分に利活用される様な諸施策が官民問わず求
		められており、諸外国と比較して利用が相対的に進んでいないと思わ
		れる電子政府(行政)や、医療等の分野において、ICTサービスの利活
		用を促進する省庁横断的で強力な取組みを行うことが必要と考えられ
		් ර ිං
		例えばICTサービスの構築・利用のポイントとなる、ID制度(国民ID、
		企業IDなど)/電子認証・電子署名/行政が発行する証明書の電子化
		などについて、各省庁・自治体等の公的機関と民間事業体との連携ま
		でを含めた推進施策が必要である。また、一般利用者の積極的な利活
		用を促すため、通信機器やサービスの初期導入におけるポイント制度
		/ 電子政府の申請料割引/税制優遇といった、各種のインセンティブ
		を与えてICT利活用を加速させる仕組みも有用と思われる。
		この結果、各種の ICT サービスの積極的な利活用が進むほど、各種
		の事業者や自治体における、超高速ブロードバンド基盤整備のニーズ
		もまた高まっていくと考えられる。
I		2 に対 ア

2. に対して

超高速ブロードバンドの基盤整備や利用促進の方策については、必ずしも光ファイバーを前提とせず、その利用形態・ニーズに即した様々な方策を検討していくことが有効である。期限を区切って現在のメタル回線のサービスから、光ファイバーへとアクセス手段やサービスへと強制的に切替えさせるというのは、現実的ではないと考えられる。

例えば、金融業界や流通業界など、多店舗で24時間中サービスを提供している様な業界において、期限を区切ったメタル回線から光回線への移行が強制された場合、

- ・ユーザ企業や SaaS/ASP 的なサービスを提供している事業者でも、現在十分使用に耐える様な通信機器・回線設備を多数廃棄し、モデム・TA・ルータ等を変更するためのネットワーク設備投資が必要となる。
- ・ユーザ企業における情報システム側の修正対応やその試験などの作業とそのためのコストが必要となる。

またコスト的な問題以外にも、

- ・サービス提供中(営業時間中)の回線やサービスの切替え作業は一般に困難であり、サービス(や店舗)を順番に停止して切替え作業を実施していくのでは、期限内の完了が困難なケースも想定される。
- ・これを避けるために比較的長時間、サービスを停止する場合は、企業活動や経済・社会生活に影響が出る可能性もある。

これらを踏まえると、光回線上での代替サービスへの移行を利用者のニーズ・需要に合わせて促し、利用者数が少なくなった段階で計画的に移行することが、経済合理性の観点からも一番望ましいと考えられる。

意見提出元 個人

■意見募集に対して提出された意見に対する意見				
「光の道」構想に関する	意見番号	143		
意見募集において提出	意見提出者	米国電気通信協会		
された意見	提出された	著名な学術研究者が各国におけるブロードバンド網の整		
	意見内容	備状況を比較したさまざまな調査でも、構造分離・機能分		
	(該当部分)	離あるいはオープン化が設備ベースの競争促進につな		
		がることを示す根拠はないと結論されています。経済学		
		分野では、同一プラットフォーム内の「競争」促進を主たる		
		狙いとする構造分離・機能分離やオープン化規制に次世		
		代通信網への投資を促進する効果はないとする文献が		
		あります。これらの政策には、第一世代通信網における		
		非設備ベースの競争を促進する短期的効果はあり得るも		
		のの、次世代通信網への民間投資にはマイナスの作用		
		を及ぼしてその整備を遅らせる弊害があるという指摘で		
		す ⁸ 。2009 年 3 月に発表されたある経済論文は、「オープ		
		ン化と次世代通信網投資との間に負の相関」が見られる		
		と指摘する一方 º、「プラットフォーム間の競争と次世代通		
		信網への投資には正の相関が見られる」と分析していま		
		す ¹゚。実際、米国の既存通信事業者が CATV・ブロードバ		
		ンド事業者に対抗して FTTH 網への投資を開始したの		
		は、FCC によるオープン化規制の大半が撤廃されてから のことでした ¹¹ 。		
		めこことの。		
		成近元衣ご1075、2 人の柱角子省の共省による端文に		
		所は、日本における次世代ブロードバンド網の整備を促		
		進した要因がオープン化政策ではなく設備ベースの競争		
		であったことを指摘しています。		
		このフルーにで目前しているが。		
上記の意見内容に対する	L 5再意見	米国電気通信協会の上記のコメントは通信事業の構造分		
		離・機能分離あるいはオープン化が設備ベースの競争		
		促進につながることを示す根拠はない、ということを経		
		済学の研究も参照して論理的に述べており、日本の政		
		策を立案する場合に参考とすべき重要な論説であると		
		考えられます。		
L		ı		

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバ
された意見	志无证四日	イル
○10に忌尤		2.7
	提出された	意見内容ア)およびイ)
	意見内容	
	(該当部分)	
上記の意見内容に対する	5再意見	本意見においては、FTTHを100%敷設することがまず
		前提になっており、それを推進する方策としてNTT東西
		から分離したアクセス回線会社の設立が提案されてお
		ります。光の道構想で10%の未整備地域を解消する
		にはFTTHのみならず、高速無線、CATV などその地
		域に適する手段を最適に組み合わせて実現すべきで
		あることは提出された多くの意見で述べられている通り
		であります。さらに独占的アクセス回線会社を設立させ
		ることの弊害、通信会社の構造分離の欧米での失敗の
		客観的データ、などについて、例えば、141、143、14
		4、などの意見で明快に述べられており、本意見で主張
		されている光の道構想は日本のICT産業の発展と一般
		ユーザのICT利活用を高める政策として妥当なものと
		は考えられません。

意見提出元 株式:	会社 GyaO
-----------	---------

■忠元券未に対して従山で407に忠元に対する忠元				
「光の道」構想に関する	意見番号	269		
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社		
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社		
		ソフトバンクモバイル株式会社		
	提出された	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセス		
	意見内容	は国民生活にとって、より一層重要性を増していくもので		
	(該当部分)	あることから、全国民が平等に情報を享受することを可能		
		とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報		
		アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなけ		
		ればなりません。		
上記の意見内容に対する	る再意見	上記意見に賛同いたします。		
		最先端の環境を全国的に整備し、地域間のデジタルデバ		
		イドを解消することで最新技術を用いたサービスをわが		
		国にもたらす可能性が高まるものと期待しています。		
		特にすべてのお客様が平等にいつでもどこでも高画質な		
		映像サービスを安価で見られる環境の早期実現は、映像		
		配信サービスを展開中の弊社としては、最も重要なポイ		
		ントとなります。		
		また、映像配信以外にも今後クラウド技術を使ったサービ		
		スが世界を席巻すると考えられており、わが国の産業お		
		よびお客様がその波に大きく乗り遅れないためにも「光の		
		道」構想の早期実現に賛成いたします。		

总无证山儿	意見提出元	個人
-------	-------	----

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク
された意見	提出された	税金ゼロで出来ればその方向が良い。
	意見内容	
	(該当部分)	
上記の意見内容に対する	5再意見	現状、メタル回線と光回線の二重構造で維持費が割高に
		なっており、老朽化してきたメタル回線を撤去することよ
		りメタル回線の維持費用が削減出来ると考えられる。
		その削減コストによりアクセス回線会社は黒字化で運営
		出来、税金を投入することなく光化が実現出来るという意
		見に賛同します。公的資金を投入することなく国民の利便
		性が高まることは大歓迎である。

意見提出元	株式会社ハートネットワーク
-------	---------------

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社
された意見		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	ア 光アクセス基盤整理の在り方
	意見内容	第四段落より
	(該当部分)	…東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式
		会社殿(以下、「NTT 東西」という。)のアクセス回線部門を
		構造的に分離した民間の整備・運営会社(以下、「アクセ
		ス回線会社」という。)を新たに設置し、そのアクセス回線
		会社が光アクセス基盤 100%整備の主体を担います。この
		際、き線点までの整備のみではなく、各世帯までの光回
		線を引き込むことを基本とします…
上記の意見内容に対する	5再意見	日本経済を牽引し、様々な社会問題を解決する為の手
		段のひとつとして、大容量かつ高度なネットワークが必
		要、とする基本理念には賛成するが、その実現手段とし
		て、アクセス基盤を FTTH に限定し、更に各世帯まで引き
		込む、という提案に反対。
		当社を含むケーブルテレビのネットワークは、一社一社
		の規模こそ小さいものの、全体としてはNTT東西によって
		整備されている FTTH 網よりも広いエリアをカバーしてい
		る。地域特性に応じて整備されたこれらネットワークは、
		NTT 東西を含む他通信事業者との競争の中で、サービス
		の高度化、低価格化を実現しており、結果として地域住民
		の皆様に NTT 東西に提供するサービスだけではない多
		様な選択肢を提供し、ブロードバンド利用者層の拡大に
		間違いなく貢献しているものと自負している。
		当社は先般の意見募集の際に、意見番号 259 として申
		し上げた通り、ケーブルテレビ事業者でありながら、
		WiMAX でのブロードバンドサービスも提供しているが、こ
		れもインフラとしての選択肢の多様性こそが利用者層の
		拡大、利便性の向上に繋がる、という信念に基づくもの
		で、これは当地だけの特殊事情ではなく、全国的に、い
		や、世界的に普遍なものであると確信する。
		また、FTTHを各世帯まで引き込むことを基本とする、と
		いう主張については、あくまでもサービスの利用は、利用
		者の意思に基づくものであるべきであり、希望もしていな

い利用者に引き込みまで行う、というのは過剰投資、と言うよりは無駄遣いと言える。100%引き込めば利活用率が向上する、というのは、現状から鑑みても理論の飛躍があり、まずは大多数の国民が「使いたい」と思えるサービス・アプリケーションが存在することが第一である。一見、「鶏と卵」議論の様に思えるが、まず100%引き込みありき、から始めるのは明らかに間違いで、30%の利用率が少しでも上がるよう議論するのが先決であり、その段階ではアクセス基盤はできるだけ多様な手段で、複数の事業者が切磋琢磨しながらサービス品質の向上、利用料の低減、利便性の向上に努めていくべきと考える。

引き込みを 100%行う理由の一つとして、「NTT のメタル回線撤去の為」という説明もあるが、ケーブルテレビインフラ上では、0AB~J 番号体系での電話を実現するプライマリIP 電話サービスも多くの局で提供されている。当社は050 番号体系でのIP 電話サービスを提供中であるが、既存のインフラへの軽微な追加・改修によりプライマリIP 電話サービスの提供は可能であり、以上を鑑みても、ケーブルテレビのネットワークは NTT のメタル回線の代替機能も十分に果たしうることを付記する。

意見提出元	個人
-------	----

■思兄券集に対して使用された思見に対する思兄				
「光の道」構想に関する	意見番号	269		
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、		
された意見		ソフトバンクモバイル株式会社		
	提出された	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の		
	意見内容	低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要		
	(該当部分)	ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現		
		することで達成可能であると考えます。		
		まず、構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備で		
		あるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限し		
		てきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることになります。		
		また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿の		
		サービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を		
		目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなりま		
		す。		
		その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの		
		競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進され		
		ます。		
上記の意見内容に対する再意見		構造分離化により全ての接続事業者に公平な接続条件を提供するこ		
		とにより、この魅力的な事業に対し新たな事業者が参入しやすくな		
		వ 。		
		その結果として後発事業者は魅力的なサービス提供もしくは低価格		
		化のいづれかによる拡大に活路を見出すため構造分離により魅力的		
		で低廉化の光ブロードバンドサービスが促進されると思われます。		
		魅力的なサービスが多くなれば回線自体は無料になるかもしれませ		
		ん。		
		全ての国民が地域や貧富の差が無く素晴らしい光ブロードバンド環		
		境を利用し生活を豊かにできる国づくりを希望します。		

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見			
「光の道」構想に関する	意見番号	269	
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社	
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社	
		ソフトバンクモバイル株式会社	
	提出された	現在の我が国の財政状況を鑑みれば、安易に公的資金	
	意見内容	等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資	
	(該当部分)	金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを	
		優先的に模索することが必要と考えます。	
		NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回	
		線会社を設立することが最も合理的であると考えます。	
		WALEST ACTION OF THE CONTROL OF THE	
		光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回	
		線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの	
		二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削	
		減することにあります。	
ト記の音目内容に対する	人 五帝目	現在の日本における国力アップのために「光の道」構想	
上記の意見内容に対する再意見		は非常に重要な政策と考えます。但しそれを推し進め	
		る手法にあっては、従来の公的資金投入型(第3セクタ	
		一等)では、税金の負担増、国の借金のみ増加するば	
		かりであり、本当の国力アップとはなりえない。民間主	
		導型の政策にすべきである、考えます。	
		NTTでのアクセス部門整備会社の設立及びネットワーク	
		回線維持の見直し、2.5 兆円試算等、これから議論、仮	
		説、点検を実施し詰めていくべき項目ではあるが、民間	
		主導かつ公平な競争の点において、本意見に賛同致し	
		ます。	

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク
された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	今後、「光の道」構想をより具体化するに当たっては、本構想が日本の将来を左右する政策である点を踏まえ、広く国民を巻き込んだ活発な議論とする必要があることから、弊社共の提案がその一助になることを望みます。
上記の意見内容に対する再意見		公開討論をし、国民の意見を取り入れるようにすべきだと 考えます。

总无证山儿	意見提出元	個人
-------	-------	----

「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社
された意見		ソフトバンクテレコム株式会社
		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	NTT 東西殿の構造分離だけでなく、資本分離も必要
	意見内容	
	(該当部分)	
上記の意見内容に対する再意見		NTT 東西殿の構造分離のみならず資本分離は必須と考える。
		NTT 再編後、現時点においてわが国におけるブロードバンド環
		境が諸外国に比べ普及しないのは NTT の構造・資本形態が原
		因だからである。事実上アクセス網を NTT 東西殿が独占してい
		るため、このアクセス網を資本分離し、またNTT法を改正するこ
		とで NTT 自身がより自由に活動できるようにすべきである。
		アクセス網を分離することでプラットフォーム分野やアプリケーシ
		ョン分野にさまざまな競争が促進され、わが国が世界をリードで
		きるようになると考える。

意見提出元	株式会社 UCOM
-------	-----------

「光の道」構想に関する	意見番号	279
意見募集において提出	意見提出者	東日本電信電話株式会社
された意見	提出された	(1)基盤整備(整備率90%→100%)について
	意見内容	
	(該当部分)	
上記の意見内容に対する再意見		「光の道」整備を特定の企業に全て任せるのではなく、これまで光ブロードバンドサービスの普及・拡大に貢献してきた事業者にも目を向け、行政によるインセンティブ付与等、支援する枠組みを検討すべきと考えます。また、技術的な観点からは、未整備エリアにおける基盤整備にあたっては光だけではなく、無線ブロードバンド通信など複数の手段からエリアの実情にあった最適なものを選択すべきだと考えます。

「光の道」構想に関する	意見番号	279
意見募集において提出	意見提出者	東日本電信電話株式会社
された意見	提出された	(2)ブロードバンドの普及(利用率30%→100%)につい
	意見内容	て
	(該当部分)	
上記の意見内容に対する再意見		超高速ブロードバンドの利用率向上には、既に低廉化
		している利用料金のみに着目するのではなく、ICTを利
		活用したサービスの創出こそが重要であると考えま
		す。日本において世界最高水準のブロードバンド基盤
		が整備されてきた最大の理由は、複数の設備構築事
		業者が健全な競争を繰り広げてきたことにあります。こ
		のため、NTT のアクセス部門を分離した公社的な会社
		のみが整備を担うとした場合には、技術やサービスの
		向上を図るインセンティブが働かず、消費者の利益と
		はなりません。設備構築事業者の投資を促進し競争を
		活性化できるような規制緩和等の検討をする方が有益
		と考えます。また、リスクを負って設備投資をしている
		設備構築事業者は全国各地に既に多数存在しており、
		安易に他社設備を借りてサービスをするのではなく、事

業者自らが設備投資を行うことで公平な競争環境が保
たれると考えます。今回議論となっておりますNTTのア
クセス部門を分離した会社については、提供する回線
の料金等の試算は慎重にすべきで、実際のコストと大
きな差があると、結果的に国民の税金で負担するとい
う事態になりかねません。

意見提出元	株式会社オレンジロード
-------	-------------

■息兄券来に対して「光の道」構想に関する	意見番号	269
意見募集において提出	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社
された意見	10.70%	ソフトバンクテレコム株式会社
		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された	①5ページ (4)メタル回線撤去の必要性
	意見内容	「ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの
	(該当部分)	維持費を大幅に削減することにあります。」
		②6ページ (5)アクセス回線会社の資金調達 「以上のことから、アクセス回線会社においては、公的資金を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可能であり、」
		③8ページ 「まず、構造分離を実現することで、NTT東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者との競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることになります。また構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。」
上記の意見内容に対する再意見		① 上記意見に賛同します。 今後、メタル回線が老朽化していくことに伴い、維持管理 費用が増大すると考えます。投資を考えるのであれば、さ らなる通信速度が期待できる光回線の敷設を推進すべき と考えます。
		② 上記意見に賛同します。 国力の向上観点は必要と考えますが、安易に公的資金を 投入すべきではないと考えます。なぜなら、アクセス回線 事業が事業として成立するような構造で光回線整備を実

施すべきと考えるからです。

③ 上記意見に賛同します。
アクセス回線は電気やガスといった公共社会基盤であり、サービスを平等に利用できるべきです。
アクセス回線の料金が下がり、インフラが整備されることにより、新たなサービス、産業が発展するものと考えられ、すべての一般利用者に受け入れられるものと考え

られます。